

# 令和8年度セルフプロデュース力強化工芸研修事業委託業務 企画提案応募申請書類等様式

- 応募申請書……………【様式1】
- 企画提案書……………【様式2】
- 法人概要表……………【様式3】
- 概算見積書……………【様式4】
- 事業計画……………【様式5】
- 執行体制……………【様式6】
- 実績書……………【様式7】
- 誓約書……………【様式8】
  - 別添「参加資格要件確認書類」に記載の書類を添付すること
  - ※社会保険に加入義務がある場合は1～3を添付
  - ※社会保険に加入義務がない場合は1および【様式9】を提出
- 社会保険に加入義務がないことについての申出書……………【様式9】
- 質問書……………【様式10】

【様式1】

受付番号	
------	--

セルフプロデュース力強化工芸研修事業委託業務  
企画提案応募申請書

みだしのことについて、応募します。

令和 年 月 日

沖縄県工芸振興センター 所長 殿

提出者 法人名(※)

住 所

商号又は名称

代表者名

印

連絡担当者

所属・職・氏名

電話番号

F A X

E-m a i l

(※)企業共同体的場合は代表法人名を記載すること。

【共同企業体構成企業】(※共同企業体の場合のみ記入)
----------------------------

## セルフプロデュース力強化工芸研修事業企画提案書

1. 提案名 (提案内容をイメージする名称等)	
2. 提案内容  次に掲げる内容を盛り込むこと。 (1) 基本方針（本事業を実施するにあたっての基本方針）  (2) 全国および本県の工芸産業に関する現状及び課題など認識 (現状の工芸産業の課題と次世代の工芸産業のありかた。その比較により得られる将来展望を含むこと。)  (3) 工芸事業者における「自己プロデュース力」の現状認識、活用策、期待される効果など。また育成すべき人物像、育成方法など。  (4) アクティブラーニングについての現状認識、活用策、期待される効果など。  (5) その他、本県の工芸産業振興および工芸事業者の育成に関する提言、示唆など	

【様式3】

## 法人概要表

法人名 (代表者氏名)			
所在地(都市名)		関係会社	
設立年月			
資本金			
社員数	人	研究員数	計 人
主要加盟団体			
法人の主要業務：			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
主要株主	株主名	持株割合(%)	

※共同企業体の場合は、構成企業ごとに本様式を作成してください。

※会社案内パンフレット等、応募者の概要がわかるものを添付してください。



【様式5】

## 事業計画

※委託業務の年間スケジュールを詳細に記入して下さい。

(委託契約日を令和8年5月21日と仮定して作成して下さい。)

【様式6】

## 執 行 体 制

※委託事業の執行体制について、氏名、役割、組織図まで詳細に記入して下さい。



【様式8】

令和 年 月 日

## 誓 約 書

沖縄県工芸振興センター所長 殿

住 所

法 人 名

代表者名

印

「セルフプロデュース力強化工芸研修事業」企画提案公募への参加申請を行うにあたり、下記のことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- 3 沖縄県暴力団排除条例第2条（平成23年条例第35号）規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 4 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- 5 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- 6 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- 7 労働関係法令を遵守していること。

※注1 コンソーシアムの場合は、すべての構成員について提出が必要です。

※注2 誓約書には別添「参加資格要件確認書類」に記載の書類を添付してください。

(誓約事項7関係)

**主な労働関係法令**

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律  
（昭和 47 年法律第 113 号）
- (5) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- (6) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律  
（平成 3 年法律第 76 号）
- (7) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律  
（昭和 60 年法律第 88 号）
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）
- (10) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- (11) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）
- (13) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (14) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）

## 参加資格要件確認書類

参加資格要件の確認のため、以下の書類を添付してください。

### 1 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類

- 都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書  
(発行後、3か月以内のもの)
- 税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明書  
(発行後、3か月以内のもの)

### 2 労働保険に加入していることが確認できる書類 (加入義務がある場合)

- 申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

(例)

- ・ 労働局からの領収済通知書 (領収印があるもの)
- ・ 納付書・領収証書 (領収印があるもの)
- ・ 口座振替結果のお知らせ (申請者名が入っている部分を含む)
- ・ 労働保険事務組合からの領収書等
- ・ 納入額の告知書と振込・口座振替明細 等

### 3 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類

(加入義務がある場合)

- 申請日直近の、厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

(例)

- ・ 厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書
- ・ 納付書・領収証書 (領収印があるもの)
- ・ 領収済通知書 (領収印があるもの)
- ・ 社会保険料納入証明書
- ・ 納入額の告知書と振込・口座振替明細 等

### 4 社会保険に加入義務がないことについての申出書 (加入義務がない場合)

## 社会保険に加入義務がないことについての申出書

沖縄県工芸振興センター所長 殿

住 所

法 人 名

代表者名

印

社会保険に加入義務がない理由は、下記のとおりです。

記

### 1 労働保険に加入義務のない理由

(該当する理由の口に「レ」を記入するか黒塗りしてください)

従業員がいないため(個人事業主で、事業主しかいない場合、または法人で取締役のみ  
の

事業所で構成される場合、等)

出向者のみで構成されており、出向元で加入しているため

その他(理由を枠内に記入してください)

※ 従業員を1人以上使用しているすべての事業所に加入義務があります。

(詳細は、労災保険関係についてはお近くの労働基準監督署、雇用保険関係や被保険者  
となるか

のお問い合わせ等についてはお近くの公共職業安定所までご確認ください)

### 2 健康保険及び厚生年金保険に加入義務のない理由

(該当する理由の口に「レ」を記入するか黒塗りしてください)

常時使用する従業員が5人未満の個人の事業所のため

出向者のみで構成されており、出向元で加入しているため

その他(理由を枠内に記入してください)

※ 法人の事業所の場合、または個人の事業所で常時5人以上の従業員を使用している場合は  
加入義務があります。(詳細はお近くの年金事務所までご確認ください)

\* 上記理由を確認する書類の提出をお願いする場合があります。

\*

【様式10】

# 質 問 書

令和 年 月 日

住 所

法 人 名

代表者名

印

電話番号

F A X

No	仕様書の項目等	質 問 内 容

## 共同企業体協定書

(目的)

第1条 当該企業体は、次の業務を共同して営むことを目的とする。

- (1) 沖縄県の発注に係る「令和7年度セルフプロデュース力強化工芸研修事業」業務  
(以下業務という)の受託に関する事
- (2) 前号に附帯する業務に関する事

(名称)

第2条 当該企業体は \_\_\_\_\_ 共同企業体 (以下共同企業体という) と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同企業体は、事務所を ( \_\_\_\_\_ ) 内  
におく。

(設立の時期及び解散の時期)

第4条 共同企業体は令和 年 年 日に設立し、設立期間は業務が終了するまでとする。

- (2) 業務を請け負うことができなかつた場合は、共同企業体は前項の規定にかかわらず、当該業務の請負契約が締結された日に解散する。
- (3) 第1項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び氏名)

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

(代表者の名称)

第6条 共同企業体は、( ) を  
代表者とする

(代表者の権限)

第7条 共同企業体の代表者は、業務を履行し、共同企業体を代表してその権限を行う  
ことを名義上明らかにした上で、発注者及び関係官庁等と折衝する権限並びに請負代  
金の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(業務分担経費)

第8条 各構成員の業務分担及びそれに係る経費については、次条に定める運営会議で別  
に定めるものとする。

(運営会議)

第9条 共同企業体は、構成員全員を持って運営会議を設け、共同企業体の運営に関する  
重要な事項について協議の上決定し、業務の遂行、完結にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の請負契約の履行及び業務の実施に伴い共同企業体が負  
担する債務の履行に監視、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同企業体の取引金融機関は、( 銀行 支店) とし、共  
同企業体の名称を冠した代表者名義で別途 預金口座によって取引するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第12条 この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務中における構成員の脱退)

第13条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、共同企業体が委託業務を  
完了するまでは脱退することができない。

(業務中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第14条 構成員のうちいずれかが業務中において、破産又は解散した場合においては残存  
構成員が共同連帯して業務を完了する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第15条 共同企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各  
構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めがない事項)

第 16 条 この協定書に定めのない事項については、構成員が協議をして定めるものとする。

\_\_\_\_\_ 外 \_\_\_\_\_ 社は、上記のとおり \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書を \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 通作成し、各通に構成員が記名押印し、各自 1 通ずつ所持するとともに、1 通は発  
注者（沖縄県）に提出するものとする。

令和 年 月 日

代表者

会社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

会社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

会社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印